約款類の制定および改定について

当社では、下記のとおり約款類を制定および改定させていただきます。

記

1 制定および改定

- (1) 障がい者用 I C乗車券取扱特約 (新規制定)
- (2) Ι Сカード乗車券取扱規則
- (3) ICカード乗車券取扱基準規程
- (4) ICカード乗車券取扱規則に関する特約
- (5) 旅客営業規則
- (6) 連絡運輸規程

2 実施日

令和5年3月18日(土)初電より

3 内 容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課TEL:045-787-7008(9:00~17:20)

ICカード乗車券取扱規則(参考規則)

障がい者用ICカード乗車券取扱特約

「ICカード乗車券取扱規則」(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社横浜シーサイドライン(以下「当社」という。)における、ICカード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- **第2条** 当社において旅客の運送等を行う I Cカード乗車券は、この規則の定めるところによる。
 - 2 前項にかかわらず、一体型PASMOについては次の各号に定める取扱いは行わない。
 - (1) 第11条(発売)
 - (2) 第18条第2項(再印字)
 - (3) 第22条および第23条(再発行)、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きを行う。
 - (4) 第24条(PASMOの交換および移替え)
 - (5) 第26条(払いもどし)
 - 3 当該PASMOに定期乗車券、または企画乗車券が付加されていない場合は、前項第1号および第2号の 取扱いを除き、第1項により取扱う。
 - 4 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。
 - 5 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則 の定めるところによる。
 - 6 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)「ICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するPASMOを媒体とする乗車券等をいう。
 - (2)「IC取扱事業者」とは、PASMO取扱規則に規定するPASMO取扱事業者をいう。
 - (3)「IC鉄道事業者」とは、前号に規定するIC取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。
 - (4)「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、ICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
 - (5)「ICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。
 - (6)「無記名PASMO」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供する

「障がい者用ICカード乗車券取扱特約」(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この特約は、株式会社横浜シーサイドライン(以下「当社」という。)が「株式会社横浜シーサイドラインICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第 15条第4項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児 第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳(以下「手帳」という)の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める(当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 欄に記載のある)第1種身体障害者または第1種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める 障がい者用PASMO取扱特約に基づき発行する障がい者PASMOおよび介護者PASMO(以下「障がい者用PASMO」という)を媒体とする乗車券等(以下「障がい者用ICカード乗車券」という)による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

- **第2条** この特約は、株式会社横浜シーサイドラインICカード乗車券取扱規則(以下、「IC規則」という。)に対する特約であり、IC規則と異なる取扱いについてはこの特約を優先して適用するものとする。
 - 2 前項にかかわらず、次の各号に定める取扱いは行わない。
 - (1) 第6条(発売)
 - (2) 第10条(再印字)
 - (3) 第11条第2項(障がい者用PASMOの個人情報変更)
 - (4) 第14条及び第15条(再発行)、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きを行う
 - (5) 第16条(障がい者用PASMOの交換)
 - (6) 第18条(払いもどし)
 - (7) 第19条(障がい者用PASMOの変更)
 - (8) 第20条(有効期限の更新)
 - 3 I C規則第5条第5項第5号、同第5条第9項、同第6条の2、同第7条、同第11条、同第13条、 同第16条第4項、同第16条の2、同第18条から同第27条、同第30条から同第32条に規定する事項については、障がい者用ICカード乗車券には適用しない。
 - 4 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。この特約変更後に障がい者用 I Cカード乗車券を使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。
 - 5 この特約が改定された場合、以後の障がい者用 I Cカード乗車券にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。
 - 6 この特約に定めのない事項については、IC規則、株式会社パスモの定めるPASMO取扱規則、同障がい者用PASMO取扱特約、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)「障がい者 I Cカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する障がい者 P A S M O を媒体とする 乗車券等をいう。
 - (2)「介護者ICカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する介護者PASMOを媒体とする乗車券等をいう。
 - (3)「障がい者用ICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供する障がい者用ICカード乗車券をいう。
 - (4)「障がい者用IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者用PASMOに付したICカード乗車券をいう。

ICカード乗車券をいう。

- (7)「記名PASMO」とは、券面に使用者の記名を行い、かつPASMOに使用者の氏名を記録した、記 名人本人の使用に供するICカード乗車券をいう。
- (8)「一体型PASMO」とは、株式会社パスモが、同事業者以外の者(以下「提携先」という。)と提携し、 提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名PASMOをいう。
- (9)「大人用PASMO」とは、大人の使用に供するPASMOをいう。
- (10)「小児用PASMO」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名PASM Oをいう。
- (11)「IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を記名PASMOに付加したICカード 乗車券をいう。
- (12)「I C企画乗車券」とは、I C鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券(以 下、「企画乗車券」という。)の機能をPASMOに付加したICカード乗車券をいう。
- (13)「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金することをいう。
- (14)「デポジット」とは、返却することを条件に、株式会社パスモが収受するPASMOの使用権の代価を いう。
- (15)「改札機等」とは、ICカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (16)「精算機等」とは、ICカード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。
- (17)「最低運賃相当額」とは、第6条第2項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間 に対して適用される最も低額な運賃をいう。

(契約の成立および適用規定)

- 第4条 ICカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに IC規則第4条と同じ 旅客と当社の間において成立する。
 - 2 前項にかかわらず、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による旅客運送の契約は、その定期乗車券ま たは企画乗車券を発売したときに成立する。
 - 3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約 の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法および制限事項)

- 乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。
 - 2 出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場す るものとする。
 - 3 ICカード乗車券のSFを使用して定期乗車券、別のPASMOおよび当社が別に定める乗車券等との 引換えはできない。
 - 4 入場時に使用したICカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券で再び入 場することはできない。
 - 5 次の各号のいずれかに該当するときは、ICカード乗車券は直接改札機等で使用できないことがある。
 - (1)入場時にSF残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。
 - (2)旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
 - (3) I Cカード乗車券の破損、改札機等の故障または停電等により改札機等による I Cカード乗車券の内 容の読取りが不能となったとき。
 - (4)記名PASMOまたは当社が別に定める無記名PASMOにおいては改札機等での入場または出場、S Fもしくは定期乗車券、企画乗車券の使用またはSFのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌 日を起算日として、株式会社パスモが別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。
 - (5) 一体型PASMOにおいては提携先の都合により、当該PASMOが使用できない状態と なったとき、または有効期限が終了したとき。
 - 6 ICカード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
 - 7 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の券面表示区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併 用することができる。この場合は、第1項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
 - 8 記名PASMOは、当該記名PASMOに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
 - 9 小児用PASMOは、有効期限終了後は使用することができない。
 - 10 偽造、変造または不正に作成された I Cカード乗車券、S F、定期乗車券または企画乗車券の機能を使 用することはできない。

- (5)「障がい者IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者PASMOに付加し たICカード乗車券をいう。
- (6)「介護者IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を介護者PASMOに付加したI Cカード乗車券をいう。
- (7)「障がい者用IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う 乗車券(以下、「企画乗車券」という。)の機能を障がい者用PASMOに付加したICカード乗車券を いう。
- 2 この特約に定めのない用語の意義については、I C規則、PASMO取扱規則、障がい者用PASMO取 扱特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

(契約の成立および適用規定)

(使用方法および制限事項)

- 第5条 ICカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一のICカード | 第4条 障がい者用ICカード乗車券を使用して乗車するときは、IC規則第5条に定める取扱いのほか、障が い者ICカード乗車券およびその対となる介護者ICカード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなけれ ば ならない。ただし、第1種身体障害者または第1種知的障害者が単独で乗車するときは、当社線内を 乗車する場合に限り、障がい者ICカード乗車券を単独で使用することができる。
 - 2 障がい者 I Cカード乗車券は記名人本人、介護者 I Cカード乗車券は障がい者 I Cカード乗車券を使用 する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。
 - 3 障がい者用 I Cカード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定 する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。

(運賃)

- 第6条 この規則における普通旅客運賃は、第5条第1項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。
 - 2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、 次によって区分した1円単位運賃とする。

2kmまで 234円 (1) (2) 2kmをこえ 4 kmまで 265円 4kmをこえ 7 k mまで 295円 (3)

(4) 7 k mをこえ 11kmまで 316円

- 3 旅客が第5条第1項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前 項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業 規則に定める普通旅客運賃を適用する。
- (1) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で 旅行を開始した場合
- (2)第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営 業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第6条の2 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。│**該当なし**

(個人情報の取扱い)

第7条 記名PASMOにかかわる個人情報の取扱いは、PASMO取扱規則の定めるところによる。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

(取扱区間)

第9条 当社における I Cカード乗車券の取扱区間は、全線とする。

(制限または停止)

- 第10条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限または □ 停止をすることがある。
 - (1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止
 - (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限
 - 2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2章 発売

(発売)

- 第11条 PASMOはPASMO取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名PASMOの購入を希 望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、 購入申込書の提出を省略し発売することができる。
 - 2 旅客がPASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、 旅客営業規則に定める定期乗車券をPASMOへ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅 客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入 申込書の提出を省略し発売することができる。
 - 3 旅客がPASMOに企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券をPASMOへ発売する。
 - 4 第2項および第3項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用PASMOに、小 児の使用に供するものは小児用PASMOにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期 乗車券の機能を無記名PASMOに付加するときは、当該無記名PASMOを記名PASMOに変更 する場合に限り取扱う。
 - 5 第1項、第2項、ならびに第4項にかかわらず、実習用通学定期乗車券(および×××××定期乗車 券)の発売はしない。

(運賃)

IC規則第6条と同じ

(小児片道普通旅客運賃)

(個人情報の取扱い)

第5条 障がい者用PASMOにかかわる個人情報の取扱いは、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところ による。

(旅客の同意)

I C規則第8条と同じ

(取扱区間)

IC規則第9条と同じ

(制限または停止)

IC規則第10条と同じ

第2章 発売

第6条 障がい者用PASMOは障がい者用PASMO取扱特約の定めにより駅等で発売する。

2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の 提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程に定 める割引の定期乗車券に限り、第1種身体障害者とその介護者または第1種知的障害者とその介護者に 対して同時に発売する。 ただし、第1種身体障害者または1種知的障害者が単独で乗車するときは、当 社線内および当社が定める区間を乗車する場合に限り、単独で定期乗車券を発売する。

(チャージ)

- **第12条** ICカード乗車券は、PASMO取扱規則の定めによりICカード乗車券を処理する機器によりャー
 - 2 ICSF乗車券を使用して乗車し、出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合、および IC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつSF残額が減額す る運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。
 - 3 前項の場合、その不足額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げた額とする。

(SF残額の確認)

- 第13条 ICカード乗車券のSF残額は、ICカード乗車券を処理する機器により確認することができる。
 - 2 ICカード乗車券のSF残額履歴の表示または印字はPASMO取扱規則の定めにより、ICカード 乗車券の処理を行う機器により確認することができる。
 - 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。
 - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
 - (3) 第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴
 - (4) 第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴
 - 4 当社においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、前各項に定めるSF残額およびSF残額 履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場 合には、第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履 歴および第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴も確認することが できる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。
 - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
 - (3) 26週間を経過したSF残額履歴
 - (4)第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行した当日における再発行前の SF残額履歴
 - (5)第24条の規定によりPASMOを交換した当日における交換前のSF残額履歴

第3章 運賃

(ICSF乗車券における運賃の減額)

- 第14条 旅客がICSF乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運 賃をSF残額から減額する。ただし、小児用PASMOにあっては、小児片道普通旅客運賃を減額す
 - 2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他のIC鉄道事業者を含む場合であっても、特に認め た場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。

(IC定期乗車券またはIC企画乗車券における運賃の減額)

- 第14条の2 旅客がIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場 IC規則第14条の2と同じ する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。
 - (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場 する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
 - (2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場 する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
 - (3)有効期間内で券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普 通旅客運賃相当額を合算した額、または片道普通旅客運賃を減額する。
 - (4) 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場 合は、片道普通旅客運賃を減額する。

(→第17条「効力」)

(チャージ)

IC規則第12条と同じ

(SF残額の確認)

- 第7条 障がい者用ICカード乗車券のSF残額は、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器により確認す ることができる。
 - 2 障がい者用 I Cカード乗車券の S F 残額履歴の表示または印字は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定め により、障がい者用ICカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。
 - 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。
 - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
 - (3) 第14条または第15条の規定により障がい者用PASMOを再発行したときの再発行前のSF残額
 - (4) 第16条の規定により障がい者用PASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴

第3章 運賃

(ICSF乗車券における運賃の減額)

IC規則第14条と同じ

(IC定期乗車券またはIC企画乗車券における運賃の減額)

(当社を含む I C鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

- 第15条 旅客がICSF乗車券を使用して入場した後、各IC鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車 I**C規則第15条と同じ** する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定める大 人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用PASMOのSFから減額す る旅客運賃にあっては、各IC鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。
 - 2 旅客がIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して入場した後、各IC鉄道事業者の定める取扱 区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。
 - 3 前各項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から4社局以内の各IC鉄道事業 者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5社局以上を連続して乗車した場合 であっても、4社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4社局以内を連続して乗車した ものとみなして運賃を減額する。
 - 4 前各項にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車した ものとみなして運賃を減額することがある。
 - 5 I C鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片 道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一IC鉄道事業者の割引適用区間が重 複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
 - (2)割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
 - 6 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求するこ とができない。

(身体障害者割引および知的障害者割引)

- **第16条** 当社が別に定める旅客営業規則の身体障害者および知的障害者の規定により、割引を受けようとする│**第8条** 障がい者用ICカード乗車券を使用して、第4条およびIC規則第5条第1項の定めにより乗車した場 旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、IC SF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券によ る乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃か らそれぞれ5割引した額を減額する。
 - 2 前各項にかかわらず、各IC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定めるICカード乗車券取扱規則によ り運賃を減額する。
 - (2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求すること ができない。
 - 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に 係員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。

(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)

第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の**│第8条の2項に定める** 端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

- 第17条 ICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定める | 第9条 ICカード乗車券取扱区間内において、障がい者用ICSF乗車券を使用して乗車する場合、IC規則 とおりとする。
 - (1)当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をも って1人が使用することができる。なお、無記名PASMOから大人片道普通旅客運賃を減額するこ とを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。
 - (2)入場後は、当日限り有効とする。
 - (3)途中下車の取扱いはしない。

(当社を含む I C鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

(障がい者用 I Cカード乗車券における運賃の減額)

- 合、出場時にIC規則第16条第1項または第3項に規定する割引運賃を減額する。
 - 2 第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り 捨てた額とする。

(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)

第4章 効力

(効力)

- 第17条第1項によるほか、次の各項に定めるとおりとする。
- 2 介護者PASMOからIC規則第16条に定める割引の運賃を減額することを承諾し、かつ介護能力が あると認められる小児が使用する場合には、任意の小児1人が使用することができる。
- 3 障がい者用PASMOに発売された定期乗車券および企画乗車券について、SFをチャージして券面表 示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する 場合は、第1項を適用する。

2 PASMOに発売された定期乗車券および企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるとこ ろによる。ただし、SFをチャージしたIC定期乗車券およびIC企画乗車券の券面表示区間外または 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を 適用する。

(再印字)

- **第18条** ICカード乗車券は、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったと**|第10条** 障がい者用ICカード乗車券は、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明 きは、使用してはならない。
 - 2 前項の場合、PASMO取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該 PASMOを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(記名PASMOの個人情報変更)

- **第19条** 改氏名等により、記名PASMOを所持する旅客の個人情報と記名PASMOに記録された個人情報|**第11条** 改氏名等により、障がい者用PASMOの記名人本人の個人情報と障がい者用PASMOに記録され に相違が生じた場合、当該記名PASMOを使用してはならない。
 - 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該記名PASMOを当社に差し出して、個 人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(無効となる場合)

- **第20条** I Cカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった I Cカード乗車券の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。
 - (1) 旅行開始後のICカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2)係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはIC定期乗車券およびIC企 画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
 - (3) 記名PASMOを記名人以外の者が使用した場合
 - (4) 券面表示事項が不明となった I Cカード乗車券を使用した場合
 - (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用PASMOを使用した場合
 - (6)券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
 - (7) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
 - (8) 偽造、変造または不正に作成された I Cカード乗車券もしくは S F を使用した場合
 - (9) 旅客の故意または重大な過失により I Cカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
 - (10) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第21条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。 (→第20条「無効となる場合」)

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

- 第22条 ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の | 第14条 障がい者用ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 定めるところにより行う。
 - 2 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申 請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したIC定期乗車券またはIC 企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票(以下「再発行整理票」という。)を交付す る。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、 前項の取扱いをすることがある。
 - (1)申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券 またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(再印字)

- となったときは、使用してはならない。
 - 2 前項の場合、PASMO取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該 障がい者用PASMOを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(障がい者用PASMOの個人情報変更)

- た個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用PASMOを使用してはならない。
 - 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該障がい者用PASMOを当社に差し出し て、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用PASMO取扱特約 の定めによる。

(無効となる場合)

- 第12条 障がい者用ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無 効となった障がい者用ICカード乗車券の取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。
 - (1)旅行開始後の障がい者用ICカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2)係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、または障がい者用IC定期乗車券 および障がい者用IC企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場し た場合
 - (3) 障がい者PASMOを障害者本人以外の者が使用した場合
 - (4) 障がい者ICカード乗車券を記名人本人が単独で使用した場合(第4条第1項ただし書きの場合を除 ()
 - (5) 介護者 I Cカード乗車券を介護者が単独で使用した場合
 - (6) 券面表示事項が不明となった障がい者用 I Cカード乗車券を使用した場合
 - (7) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って障がい者用PASMOを購入または使用した場
 - (8) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
 - (9) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
 - (10) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用ICカード乗車券もしくはSFを使用した場合
 - (11) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用ICカード乗車券が障害状態となったと認められる 場合
 - (12) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第13条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。

(→第12条「無効となる場合」)

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

- PASMO取扱特約の定めるところにより行う。
 - 2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅 客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した障が い者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳 票(以下「再発行整理票」という。)を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または 企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
 - (1)申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC 定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が再発行整理票 発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合 に限って、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のI C定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号か ら第5号の条件を満たした場合に限って、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を再発行する。
- (1)公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 I C定期乗車券または I C企画乗車券の 記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行するPASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- (4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIC定期乗車券またはIC企画乗車券1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名PASMOの 紛失再発行手数料はPASMO取扱規則の定めによる。
- 5 第2項により使用停止措置を行った一体型PASMOを使用していた旅客が、再発行整理票発行日の 翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たし た場合に限り再発行を行う。
- (1) 定期乗車券については、当社が定める申請書を提出し、第3項第1号から第3号の条件を満たしたうえ、ICカード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。
- (2)企画乗車券については、第3項第2号および第3号の条件を満たしたうえ、ICカード乗車券以外の 媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。
- (3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。
- (4) 第1号および第2号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第3項による再発行の 取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。
- 6 当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券が発見された場合に、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 7 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモがIC定期乗車券またはIC企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

- 第23条 ICSF乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の 定めるところにより行う。
 - 2 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつIC定期乗車券またはIC企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
 - 3 前項により再発行整理票が発行された当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のICカード乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号および第3号から第7号の条件を満たした場合に限って、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を再発行する。
 - (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
 - (2) 旅客が当該 I C定期乗車券または I C企画乗車券を提出すること。
 - (3) 再発行するPASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
 - (4)旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。
 - (5) 旅客が当該 I C定期乗車券または I C企画乗車券を呈示すること。
 - (6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
 - (7) 旅客が障害状態となった当該一体型PASMOと株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる 通知を呈示すること。

- (2)記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行する。
- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい 者用IC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

(削除)

(削除)

4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC 企画乗車券それぞれ1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱 い、および障がい者用PASMOの紛失再発行手数料は障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。 (削 除)

一体型は設定なし

- 5 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 6 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。
- 7 障がい者用 I Cカード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 I Cカード乗車券の 再発行が完了するまでの間、第4条第1項ただし書きの場合を除き、対となるもう一方の障がい者用 I Cカード乗車券を使用することはできない。

(障害再発行)

- 第15条 障がい者用ICSF乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 PASMO取扱特約の定めるところにより行う。
 - 2 障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
 - 3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用ICカード乗車券を再発行する。
 - (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
 - (2) 旅客が当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券を提出すること。
 - (3) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売した ものであること。
 - (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出する こと。

(削除)

(削除)

(削り

4 当該障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた 後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用 I C定期乗車券または障がい者用 I C企画乗 車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 4 当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すこ とはできない。また、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行用の媒体として使用するこ とはできない。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場 合、株式会社パスモが当該ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは PASMO取扱規則の定めによる。
- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失により I C定期乗車券または I C企画乗車券が障害状態となったと認 められ、第20条第9号により無効となった場合
- (→第20条「無効となる場合」)

(PASMOの交換および移替え)

- 第24条 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用しているPASMOを、当該PASMO裏面に (障がい者用PASMOの交換) SMOにおいては提携先の都合による場合を含む。
 - 2 一体型PASMOを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により 一体型PASMOの交換をする場合の取扱いは、PASMO取扱規則の定めにより、株式会社パスモ および提携先から交換用の一体型PASMOの交付を受け、当社に、現在使用している一体型PAS MOと当該交換用の一体型PASMOを持参し、かつ株式会社パスモからの交換用の一体型PASM Oにかかわる通知を呈示し、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を当該交換用の一体型PA SMOへ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。
 - 3 一体型PASMOを使用する旅客が、現在使用している一体型PASMOにおける記名PASMOの 機能、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を、当社で発売できるICカード乗車券に移し替え る場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明し たときは、PASMO取扱規則の定めにより一体型PASMOの払いもどしおよびICカード乗車券の 発売を行ったものとして、所定の機器により当該 I Cカード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型 P ASMOに付加されていた定期乗車券、および企画乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該ICカー ド乗車券に移し替える。なお、一体型PASMOにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めに よる。
 - 4 第2項の交換または第3項の移替えを行った後、交換または移替え前の記名PASMO、IC定期乗 車券またはIC企画乗車券の機能停止の取消しまたは機能の復元、移し替えた記名PASMO、IC 定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできない。 (→第11条「発売」)
 - (→第26条「払いもどし」)

(免責事項)

- 第25条 PASMOの交換または再発行により、PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPA SMOを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 2 紛失した記名PASMOの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその 青めを負わない。
 - 3 一体型PASMOについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅 客の損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 4 この規則に定めのない、PASMOを媒体としたサービス(当社が提供するものを除く。)に関して生 じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

- 第26条 旅客が、PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定 めにより払いもどしを行う。
 - 2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、 かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期 乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定 期乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場 合、株式会社パスモが当該障がい者用ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの 取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。
- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2)旅客の故意または重大な過失により障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が障 害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合

(→第12条「無効となる場合」)

6 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用I Cカード乗車券の再発行が完了するまでの間、第4条第1項ただし書きの場合を除き、対となるもう一 方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用ICカード乗車 券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区 間内に限り使用することができる。

- | 刻印されたものと異なるカード番号のPASMOに予告なく交換することがある。なお、一体型PA**|第16条** | 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用している障がい者用PASMOを、当該障がい 者用PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用PASMOに予告なく交換す ることがある。
 - 2 前項の交換を行ったあと、交換前の障がい者用PASMOの機能停止の取り消しまたは機能の復元は できない。
 - (削除) 一体型は設定なし
 - (削除) 一体型は設定なし
 - (削除) 一体型は設定なし

(免責事項)

- 第17条 障がい者用PASMOの交換または再発行により、障がい者用PASMO裏面に刻印されたものと異 なるカード番号の障がい者用PASMOを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその 責めを負わない。
 - 2 紛失した障がい者用PASMOの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害等については、当社 はその責めを負わない。

(削除) 一体型は設定なし

3 この特約に定めのない、障がい者用PASMOを媒体としたサービス(当社が提供するものを除く。) に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

- 第18条 旅客が、障がい者用PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、障がい者用P ASMO取扱特約の定めにより払いもどしを行う。
 - 2 旅客が、障がい者用 I C定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請 書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者IC定期乗車券の記名人本人であることを 証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行 う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払 いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 3 旅客が、IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示によ り当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどし およびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額 は、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗 車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期 乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とす
- 5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱
- (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明 書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いも どしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の 機能のみ消去して返却する。
- (2) 当該 I C企画乗車券が無記名 P A S M O であった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払 いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。
- (1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明 書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定め る払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の 払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
- (2) 当該 I C企画乗車券が無記名 P A S M O であった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払 いもどしおよびPASMO取扱規則に定める無記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払 いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
- 7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画 乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、企 画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料と する。
- 8 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型PASMOを払いもどす場合 は、PASMO取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

第7章 特殊取扱

(PASMOの変更)

- 第27条 旅客が無記名PASMOを差し出して、記名PASMOへの変更を申し出た場合は、PASMO取扱 | 第19条 旅客が無記名PASMOを差し出して、障がい者用PASMOへの変更を申し出た場合、または記名 規則の定めによりPASMOの変更を行う。なお、PASMO取扱規則の定めにより、記名PASMO から無記名PASMOへの変更はできない。
 - 2 旅客がPASMO取扱規則の定めによる有効期限終了後の小児用PASMOを差し出して、大人用P ASMOへの変更を申し出た場合は、PASMO取扱規則の定めによりPASMOの変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

- 第28条 旅客は、ICSF乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅ま で乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該ICSF乗車券の発駅情報 の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客が、IC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用す る場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。
 - (1)有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再 び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当 該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 3 旅客が、障がい者用IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の 呈示により当該障がい者用IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に 対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定 める払いもどしおよび障がい者用PASMO取扱特約に定める障がい者用PASMOの払いもどしを 行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者 I C 定期乗車券および介護者 I C 定期乗車券それ ぞれ1枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満 たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額 未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 5 旅客が、障がい者用 I C企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合、当社が定め る申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により障がい者PASMOの記名人本人であることを証 明した場合は、記名人本人に対する企画乗車券とその介護者に対する企画乗車券とについて共に行う 場合に限り 企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払 いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 6 旅客が、障がい者用 I C企画乗車券が不要となった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明 書等の呈示により障がい者PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対す る企画乗車券とその介護者に対する企画乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則等に定め る払いもどしおよび障がい者用PASMO取扱特約に定める障がい者用PASMOの払いもどしを行 う。この場合 の払いもどし額は、それぞれの企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。
- 7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者IC企画乗車券および介護者IC企画乗車券それ ぞれ1枚につき 220 円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満 たない額をSF残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額 未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

(削除)

第7章 特殊取扱

(障がい者用PASMOの変更)

- PASMOを差し出して障がい者PASMOへの変更を申し出た場合(障害者本人が記名PASMO の記名人に限る)は、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより障がい者用PASMOまたは障がい 者PASMOへの変更を行う。
 - 2 障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、記名PASMOから介護者PASMOへの変更、障が い者用PASMOから無記名PASMOおよび記名PASMOへの変更はできない。
 - 3 定期乗車券の機能が付加された記名PASMOから障がい者PASMOへの変更はできない。

(有効期限の更新)

- 第20条 旅客が、有効期限を超えて障がい者用PASMOの使用を希望する場合、別に定める申請書及び当該 障がい者用PASMOを提出しかつ手帳の呈示を行うものとする。
 - 2 前項のほか、当社は、当該障がい者用PASMOのSF残額履歴を確認し、引き続き障がい者用PAS MOの使用を認めると判断した場合に限り、有効期限の更新を行う。この場合、更新日の1年後の同月 末日を新たな有効期限とする。

(同一駅で出場する場合)

IC規則第28条と同じ

- (2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降に おいて入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実 際乗車区間の普通旅客運賃または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該IC定期 乗車券またはIC企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 次の各号により入場し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、最低運賃相当額を支払い発駅情報の消去 処理を受けなければならない。
- (1) ICSF乗車券を使用して入場した場合。
- (2) IC定期乗車券またはIC企画乗車券を券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前も しくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

- 第29条 IC定期乗車券またはIC企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に券面表示区間内を乗車す る旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券につ いては旅客営業規則等に定める取扱いによる。
 - 2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまるICカード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、 列車が運行不能となった場合は、アまたはイの取扱いを選択のうえ請求することができる。
 - (1) ICSF乗車券
 - (2)SFをチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了 日の翌日以降のIC定期乗車券
 - (3) SFをチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了 日の翌日以降のIC企画乗車券
 - ア 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該ICカード乗車券の発駅 情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを 適用する。

イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき 発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅において ICカード乗車券のSF残額から減額する。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカード等の相互利用)

- **第30条** 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるIC|**第21条** 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第1条に規定する障がい者用IC カード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。
 - (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」
 - (2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」
 - (3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」
 - (4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」
 - (5)株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
 - (6) 株式会社エムアイシーが発行する「manacal
 - (7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」
 - (8)株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード
 - (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」
 - (10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - (11)株式会社ニモカが発行する「nimoca」
 - (12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」
 - 2 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合 がある。
 - 3 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営 業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則(以下、「ICカード発行事業者規則」 という。) の定めるところによる。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

IC規則第29条と同じ

第8章 ICカードの相互利用

(ICカード等の相互利用)

- カード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。
 - (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用Suica」
 - (2) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいSuica」
 - 2 前項で定める一部の障がい者用 I Cカード乗車券について、障がい者用 I Cカード乗車券を処理する 機器で使用できない場合がある。
 - 3 第1項に定める障がい者用ICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、 当社の旅客営業規則および第1項に定める各障がい者用ICカードを発行する事業者の規則(以下、 「ICカード発行事業者規則」という。)の定めるところによる。

(ICカードの相互利用において取扱わない業務)

- 第31条 前条にかかわらず、次の各号に定めるICカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは │第22条 前条にかかわらず、次の各号に定める障がい者用ICカード乗車券においては、それぞれの各号に定
 - (1) 前条第1項第1号から第3号に定めるICカード乗車券について
 - ア第11条(発売)
 - イ 第13条第4項(SF残額の確認)
 - ウ 第18条第2項(再印字)
 - エ 第19条第2項(記名PASMOの個人情報変更)
 - オ 第22条(紛失再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - カ 第23条(障害再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - キ 第24条(PASMOの交換および移替え)
 - ク 第26条(払いもどし)
 - ケ 第27条(PASMOの変更)
 - (2) 前条第1項第4号から第12号に定めるICカード乗車券について
 - ア 第12条 (チャージ)
 - イ 第13条(SF残額履歴の確認)
 - ウ 第28条(同一駅で出場する場合)の消去処理
 - エ 第29条第2項第1号(列車の運行不能の場合の取扱方)の消去処理

(相互利用における I Cカード発行事業者規則に基づく取扱い)

- 第32条 以下の取扱いについては第30条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事 業者規則の定めるところにより取扱う。
 - (1) 第7条に定める個人情報の取扱い
 - (2) 第20条により無効となったカードの取扱い

(ICカードの相互利用において取扱わない業務)

- める取扱いは行わない。
 - (1) 前条第1項第1号および第2号に定める障がい者用ICカード乗車券について
 - ア 第6条(発売)
 - イ 第7条第4項(SF残額の確認)
 - ウ 第10条第2項(再印字)
 - エ 第11条第2項(障がい者用PASMOの個人情報変更)
 - オ 第14条(紛失再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - カ 第15条(障害再発行)、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - キ 第16条 (障がい者用PASMOの交換)
 - ク 第18条(払いもどし)
 - ケ 第19条 (障がい者用PASMOの変更)

(相互利用における I Cカード発行事業者規則に基づく取扱い)

- 第23条 以下の取扱いについては第21条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事 業者規則の定めるところにより取扱う。
 - (1) 第5条に定める個人情報の取扱い
- (2) 第12条により無効となったカードの取扱い

「ICカード乗車券取扱規則・ICカード乗車券取扱基準規程 ・ICカード乗車券取扱規則に関する特約」新旧対照表

「ICカード乗車券取扱規則」(抜粋)

(身体障害者割引および知的障害者割引)

第16条 当社が別に定める旅客営業規則の身体障害者および知的障害者の規定により、割引を受けようとする**|第16条** 当社が別に定める旅客営業規則の身体障害者および知的障害者の規定により、割引を受けようとする 旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車で は第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5 割引した額を減額する。

現行

- 2 前各項にかかわらず、各IC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定めるICカード乗車券取扱規則によ り運賃を減額する。
- (2) 2以上の旅客運賃が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求すること ができない。
- 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係 員に身体障害者手帳または知的障害者手帳を呈示するものとする。

「ICカード乗車券取扱基準規程」(抜粋)

(目的)

- 券取扱規則に関する特約(以下「特約」という。)の定めに基づく旅客の運送ならびにその取扱方については、 規則及び特約によるほか、この規程に定めるところによる。
- 2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めるところによる。
- (注1)法令の主なものについては、次のとおりである。
 - (1) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)
 - (2) 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号)
 - (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)
- (注2) 別に定めるところの主なものについては、次のとおりである。
 - (1) 旅客営業規則(2021年7月1日付)
 - (2) 旅客営業取扱基準規程(2021年3月13日付)
 - (3) PASMO取扱規則
 - (4) PASMO取扱基準規程
 - (5) PASMO取扱規則に関する特約

(用語の定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)「営業規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。
 - (2)「基準規程」とは、当社の定める旅客営業取扱基準規程をいう。
 - (3)「PASMO規則」とは、株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則をいう。
 - (4)「PASMO規程」とは、株式会社パスモが定めるPASMO取扱基準規程をいう。

(SF残額の確認)

第13条 規則第13条第1項の規定に基づくSF残額は、自動改札機、自動券売機、自動精算機、処理機及びチ**|第13条** 規則第13条第1項<mark>又は障がい者用IC特約第7条第1項</mark>の規定に基づくSF残額は、自動改札機、

改定案

「ICカード乗車券取扱規則」(抜粋)

(身体障害者割引および知的障害者割引)

- 旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF 乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車で は第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5 割引した額を減額する。
 - 2 前各項にかかわらず、当社を含む I C鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりと
 - (1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃から それぞれ5割引した額を減額する。
 - (2)旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求するこ とができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りで
 - 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係 員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。

「ICカード乗車券取扱基準規程」(抜粋)

(目的)

- **第1条** 株式会社横浜シーサイドラインICカード乗車券取扱規則(以下「規則」という。)及びICカード乗車 | 第1条 株式会社横浜シーサイドラインICカード乗車券取扱規則(以下「規則」という。)及びICカード乗車 券取扱規則に関する特約(以下「特約」という。)、障がい者用 I Cカード乗車券取扱特約(以下「障がい者用 I C特約」という。)の定めに基づく旅客の運送ならびにその取扱方については、規則及び特約によるほか、 この規程に定めるところによる。
 - 2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めるところによる。
 - (注1)法令の主なものについては、次のとおりである。
 - (1) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)
 - (2) 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号)
 - (3)鉄道事業法(昭和61年法律第92号)
 - (注2) 別に定めるところの主なものについては、次のとおりである。
 - (1) 旅客営業規則(2021年7月1日付)
 - (2) 旅客営業取扱基準規程(2021年3月13日付)
 - (3) PASMO取扱規則
 - (4) PASMO取扱基準規程
 - (5) PASMO取扱規則に関する特約
 - (6) 障がい者用PASMO取扱特約

(用語の定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)「営業規則」とは、当社の定める旅客営業規則をいう。
 - (2)「基準規程」とは、当社の定める旅客営業取扱基準規程をいう。
 - (3)「PASMO規則」とは、株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則をいう。
 - (4)「PASMO規程」とは、株式会社パスモが定めるPASMO取扱基準規程をいう。
 - (5)「障がい者用特約」とは、株式会社パスモが定める障がい者用PASMO取扱特約をいう。
- (SF残額の確認)

ャージ機により確認することができる。

2 規則第13条第2項の規定に基づくSF残額履歴は、自動券売機、処理機により確認することができる。

(SF残額履歴の表示方及び印字方)

- 第14条 規則第13条第2項の規定によりSF残額履歴の確認をする場合の機器での表示方及び印字方は次の とおりとする。
 - (1) 表示及び印字の記載項目は、左から、月日・種別・利用駅又は利用事業者・種別・利用駅又は利用事 業者・残額の順とする。
 - (2) 表示及び印字される利用駅は、精算もしくは乗車券類との引換えによりSFを利用した駅、又は規則 第14条、第14条の2及び第15条の規定により旅客運賃を算出する際に適用する区間の両端の駅 とする。

(追記)

(追記)

(入場した I Cカード乗車券と他の有効な乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第18条 規則第5条第1項及び第7項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他の有効な乗車 券と併用のうえ出場する場合、ICカード乗車券で旅行を開始したときは、規則第6条第2項及び各鉄道 事業者が規則に定める普通旅客運賃を適用して、入場したICカード乗車券から減額することがある。 ただし、併用した乗車券について営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合、当該区間について は営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

(入場した I Cカード乗車券と他の I Cカード乗車券を併用する場合の運賃の減額)

第19条 規則第5条第1項及び第7項にかかわらず、旅客が改札機等による改札を受けた後、他のICカード 乗車券を併用のうえ出場する場合、入場したICカード乗車券及び他の併用するICカード乗車券につい | 第19条 規則第5条第1項及び第7項又は障がい者用IC特約第4条第1項にかかわらず、旅客が改札機等に て、規則第6条第2項及び各鉄道事業者が規則に定める普通旅客運賃を適用して減額することがある。

(PASMOの発売)

- 第20条 PASMOは、発行日付及び発行箇所の表示を省略して発売する。
- **2** PASMOの発売額は、1枚につき1.000円から20.000円までの1.000円単位(PASMO │ (PASMO <mark>カード</mark>の発売) 規則第11条に規定するデポジットを含む。)とする。
- 3 記名PASMOを発売する場合の購入申込書は別表第1号に定める。

(追記)

(追記)

自動券売機、自動精算機、処理機及びチャージ機により確認することができる。

2 規則第13条第2項又は障がい者用IC特約第7条第2項の規定に基づくSF残額履歴は、自動券売機、 自動精算機、処理機により確認することができる。

(SF残額履歴の表示方及び印字方)

- 第14条 規則第13条第2項又は障がい者用IC特約第7条第2項の規定によりSF残額履歴の確認をする場 合の機器での表示方及び印字方は次のとおりとする。
 - (1)表示及び印字の記載項目は、左から、月日・種別・利用駅又は利用事業者・種別・利用駅又は利用事業者・ 残額の順とする。
 - (2)表示及び印字される利用駅は、精算もしくは乗車券類との引換えによりSFを利用した駅、又は規則第1 4条、第14条の2及び第15条の規定により旅客運賃を算出する際に適用する区間の両端の駅とする。

(障がい者用PASMOの取扱い)

- 第16条の2 使用者となる記名人本人以外から、次の各号に定める障がい者用PASMOの取扱いの申し出が あった場合は、使用者となる記名人本人の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に 規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務 次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳(以下「手帳」という。)等の確認をした ときに取扱うことができる。
 - (1) 障がい者用 I C特約第6条に定める発売
 - (2) 障がい者用 I C特約第11条に定める障がい者用 P A S M O の個人情報変更
 - (3) 障がい者用 I C特約第14条に定める紛失再発行
 - (4) 障がい者用IC特約第18条に定める払いもどし
 - (5) 障がい者用 I C特約第20条に定める有効期限の更新

(同一旅客に対する障がい者用PASMOの複数枚発売)

- 第17条の2 障がい者用PASMO特約第9条第3項の規定にかかわらず、障がい者用PASMOを所持する 旅客から、複数枚の障がい者用PASMOの購入をしたい旨の申し出があった場合は、事情やむを得ない場 合に限って発売する。
 - ※ 事情やむを得ない場合は、次の場合等をいう。
 - (1) 指定学校への通学ならびにその他の箇所に通うためにやむを得ず定期乗車券が複数枚所持となる場合
 - (2) 定期乗車券の発売範囲等の都合により、やむを得ず複数枚所持となる場合

(入場した I Cカード乗車券と他の有効な乗車券を併用する場合の運賃の減額)

|**第18条** 規則第5条第1項及び第7項<mark>又は障がい者用ⅠC特約第4条第1項</mark>にかかわらず、旅客が改札機等に よる改札を受けた後、他の有効な乗車券と併用のうえ出場する場合、ICカード乗車券で旅行を開始したと きは、規則第6条第2項及び各鉄道事業者が規則に定める普通旅客運賃又はIC規則第16条に定める割引 の運賃を適用して、入場したICカード乗車券から減額することがある。ただし、併用した乗車券について営 業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合、当該区間については営業規則に定める普通旅客運賃を適用 する。

(入場した I Cカード乗車券と他の I Cカード乗車券を併用する場合の運賃の減額)

よる改札を受けた後、他のICカード乗車券を併用のうえ出場する場合、入場したICカード乗車券及び他 の併用するICカード乗車券について、規則第6条第2項及び各鉄道事業者が規則に定める普通旅客運賃又 はIC規則第16条に定める割引の運賃を適用して減額することがある。

- 第20条 PASMOカードは、発行日付及び発行箇所の表示を省略して発売する。
- **2** PASMOカードの発売額は、1枚につき1,000円から20,000円までの1,000円単位(PA SMO規則第11条又は障がい者用特約第8条に規定するデポジットを含む。)とする。
- 3 記名PASMOを発売する場合の購入申込書は別表第1号1に定める。
- 4 障がい者用PASMOを発売する場合の購入申込書は別表第1号2に定める。

(障がい者用PASMOの有効期限にかかわる帳票類の様式)

第20条の2 障がい者用PASMOの発売および更新時に交付する「有効期限のご案内」の様式は別表第8号

(PASMOに付加する乗車券の発売)

- 第21条 規則第11条第2項の規定により、別表第1号に定める「PASMO・定期券購入申込書(兼 個人情 報変更申請書)」(以下「定期券購入申込書等」という。)の提出を受けPASMO(出場状態のものに限る。) に定期乗車券を発売する場合は、当社線相互発着となるもの及び連絡運輸規程に定める区間(規則第3条 第3号で定めるIC鉄道事業者に限る。以下同じ。)の定期乗車券とする。
 - 2 第1項の規定により、小児に対してIC定期乗車券を発売する場合は、小児用PASMOにのみ付加す ることができる。

(定期乗車券の種類変更又は区間変更の取扱方)

- 第23条 IC定期乗車券を所持する旅客に対して、当該IC定期乗車券の種類又は区間を変更する場合は、現 在使用しているIC定期乗車券を用いて発売するものとする。
 - 2 IC定期乗車券以外の定期乗車券を所持する旅客に対して、当該定期乗車券の種類又は区間を変更し、 新たにIC定期乗車券を発売する場合には基準規程第21条の規定により発売するものとする。
 - 期乗車券以外の定期乗車券を発売する場合の現在使用しているIC定期乗車券については、規則第26条 の取扱いによる。

(不正乗車等の旅客に対する特例)

第26条 規則第21条の規定により、IC定期乗車券の券面に表示された区間を毎日1往復ずつ乗車したもの として計算する場合、その日数は、当該IC定期乗車券の有効期間を上限とすることができる。

(無効となるICカード乗車券を有効として取り扱う場合の特例)

第28条 旅客に特別の事由があり、悪意のないときは、規則第20条の規定にかかわらず乗車駅から下車駅ま での乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して出場の取扱いをすることができる。

(紛失再発行にかかわる帳票類の様式)

- 第29条 規則第22条の規定により記名PASMOの紛失再発行を行う場合に提出する「PASMO・再発行・ 払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。
 - 2 規則第22条の規定により交付する「紛失再発行整理票」の様式は、別表第3号のとおりとする。

(障害再発行にかかわる帳票類の様式)

- 第30条 規則第23条の規定によりICカード乗車券の障害再発行を行う場合に提出する「PASMO・再発 行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。
 - 2 規則第23条の規定により交付する「障害再発行整理票」の様式は、別表第4号のとおりとする。

(障害再発行登録中の取扱方)

- 第31条 規則第23条の取扱後、障害再発行が終了するまでの間、当該障害カードに有効期間内の定期乗車 券または企画乗車券が付加されている場合、その乗車券面と併せ規則第23条第2項により交付された再 発行整理票の呈示を受け乗車させるものとする。
 - 2 前項の取扱いを行う場合で定期乗車券または企画乗車券の券面表示事項が不鮮明な場合は、別表第5 号に定める「IC定期乗車券・企画乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書」を交付し、併せて呈示を 受け乗車させるものとする。

(本人確認の特例)

第37条 規則第22条第1項及び第2項に定める使用停止措置を行う際に、使用者が公的証明書を呈示できな い場合は、事情気の毒と認められるときに限り、使用者の申告に基づき当該ICカード乗車券の記名本人 であることの情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、取扱うことができる。

(委任状の取扱い)

- 第38条 本人確認が必要な記名ICカード乗車券の取扱いを行う場合で申し出がやむを得ない事情により、本 人以外の者から申し出があった場合は、当社あてに記名人本人からの委任状の提出ならびに委任者本人の 公的証明書(写し)と受任者の公的証明書の呈示を受け取扱うことがある。
 - 2 委任状は委任者の自筆により提出するものとし、その記載内容は次のとおりとする。
 - (1) あて先(駅長あて)

のとおりとする。

(PASMOカードに付加する乗車券の発売)

- |**第21条** 規則第11条第2項又は障がい者用ⅠC特約第6条第2項の規定により、別紙第1号1に定める「P ASMO・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申請書)」(以下「定期券購入申込書等」という。) 又は別表 第1号2に定める「障がい者用PASMO・定期券・企画券購入申込書(兼 障がい者用PASMO有効期限 更新・個人情報変更申込書)」(以下「障がい者用PASMO定期券購入申込書等」という。)の提出を受けP ASMOカード(出場状態のものに限る。)に定期乗車券を発売する場合は、当社線相互発着となるもの及び 旅客連絡運輸取扱規程に定める区間(規則第3条第3号で定めるIC鉄道事業者に限る。以下同じ。)の定期 乗車券とする。
 - 2 第1項及び第2項の規定により、小児に対してIC定期乗車券またはIC企画乗車券を発売する場合は、 小児用PASMOにのみ付加することができる。

(定期乗車券の種類変更又は区間変更の取扱方)

- 3 IC定期乗車券を所持する旅客に対して、当該IC定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たにIC定**|第23条** IC定期乗車券を所持する旅客に対して、当該IC定期乗車券の種類又は区間を変更する場合は、現 在使用しているIC定期乗車券を用いて発売するものとする。
 - 2 IC定期乗車券以外の定期乗車券を所持する旅客に対して、当該定期乗車券の種類又は区間を変更し、新 たにIC定期乗車券を発売する場合には基準規程第21条の規定により発売するものとする。
 - 3 IC定期乗車券を所持する旅客に対して、当該IC定期乗車券の種類又は区間を変更し、新たにIC定期 乗車券以外の定期乗車券を発売する場合の現在使用しているIC定期乗車券については、規則第26条又は 障がい者用IC特約第18条の取扱いによる。

(不正乗車等の旅客に対する特例)

| **第26条** 規則第21条<mark>又は障がい者用IC特約第13条</mark>の規定により、IC定期乗車券の券面に表示された区 間を毎日1往復ずつ乗車したものとして計算する場合、その日数は、当該IC定期乗車券の有効期間を上限 とすることができる。

(無効となる I Cカード乗車券を有効として取り扱う場合の特例)

第28条 旅客に特別の事由があり、悪意のないときは、規則第20条又は障がい者用 I C特約第12条の規定 にかかわらず乗車駅から下車駅までの乗車区間に対する普通旅客運賃又はIC規則第16条に定める割引の 運賃を収受して出場の取扱いをすることができる。

(紛失再発行にかかわる帳票類の様式)

- 第29条 規則第22条又は障がい者用IC特約第14条の規定により記名PASMOの紛失再発行を行う場合 に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。
- 2 規則第22条又は障がい者用IC特約第14条の規定により交付する「紛失再発行整理票」の様式は、別 表第3号のとおりとする。

(障害再発行にかかわる帳票類の様式)

- 第30条 規則第23条

 又は障がい者用IC特約第15条

 の規定によりICカード乗車券の障害再発行を行う場 合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとす
 - 2 規則第23条又は障がい者用IC特約第15条の規定により交付する「障害再発行整理票」の様式は、別 表第4号のとおりとする。

(障害再発行登録中の取扱方)

- 第31条 規則第23条又は障がい者用IC特約第15条の取扱後、障害再発行が終了するまでの間、当該障害 カードに有効期間内の定期乗車券または企画乗車券が付加されている場合、その乗車券面と併せ規則第23 条第2項又は障がい者用IC特約第15条第2項により交付された再発行整理票の呈示を受け乗車させるも
 - 2 前項の取扱いを行う場合で定期乗車券または企画乗車券の券面表示事項が不鮮明な場合は、別表第5号に 定める「IC定期乗車券・企画乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書」を交付し、併せて呈示を受け乗車 させるものとする。

- (2) 委任者(再発行又は払いもどし請求者本人)の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (3) 受任者の住所、氏名、生年月日及び印鑑
- (4)権限を委任する旨
- (5) 日付
- 3 規則第22条第1項及び第2項に定める使用停止措置を行う際に、本人以外の者から申し出があった場合は、事情気の毒と認められるときに限り前各号の規定にかかわらず、当該記名人の情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、委任状の提出ならびに当該ICカード乗車券の記名本人の公的証明書(写し)の呈示を省略することがある。

(払いもどしにかかわる帳票類の様式)

第39条 規則第26条の規定によりPASMOの払いもどしを行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

第3編 個人情報の取扱い

(個人情報の記載された帳票類の取扱い)

- 第44条 旅客の個人情報が記載された帳票類は、鍵のかかる箇所で保管し厳重に管理しなければならない。
 - (注) 個人情報が記載された主な帳票類は次のとおり。
 - (1) 別表第1号に定める「定期券購入申込書等」
 - (2) 別表第2号に定める再発行及び解約等申請書
 - (3) 別表第5号に定めるIC定期乗車券・企画乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書
 - (4) 別表第6号に定める一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書
 - (5) 別表第7号に定めるPASMOオートチャージサービス解約・カード分離申請書
 - (6) 機器から出力されるジャーナル類
 - (7) 第38条第2項に定める委任状

(個人情報の変更)

- 第45条 旅客から、氏名、生年月日、電話番号等の変更の申し出があった場合は、別表第1号に定める「定期券 購入申込書等」の提出ならびに公的証明書等の呈示を受け、記載内容を確認し、個人情報の変更を行わなけ ればならない。
 - 2 前項の取扱いは、PASMOに登録された記名人を他人の名義に変更することはできない。

第4編 特殊取扱い

(改札機等への誤タッチの取扱い)

第48条 旅客が誤ってタッチした等の事由により改札機等で運賃が減額された場合は、その事実が確認でき、 事情気の毒と認められるときに限り、特例として減額した運賃を払いもどしし、別途実際乗車区間の普通 旅客運賃を収受することがある。

(改札機等へのタッチ未了の取扱い)

第49条 旅客が誤ってタッチ未了等の事由により改札機等で運賃の減額ができない場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、規則第20条第2号の規定にかかわらず、別途実際乗車区間の普通旅客運賃を収受することがある。

(追記)

第5編 ICカード乗車券の相互利用

(PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売した I Cカードによる乗車等の取扱いに関する準用規定)

- 第52条 PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードで、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、「ICカード乗車券」取扱うこととし、以下の規定に準じる。
 - (1) 規則第30条第1項第1号から第3号に定めるICカードについては第5条から第10条まで、第1 2条、第13条第1項、第14条、第16条第3号(再発行整理票交付手続に限る)、第18条、

(本人確認の特例)

第37条 規則第22条第1項及び第2項<mark>又は障がい者用IC特約第14条第1項、第2項</mark>に定める使用停止措置を行う際に、使用者が公的証明書を呈示できない場合は、事情気の毒と認められるときに限り、使用者の申告に基づき当該ICカード乗車券の記名本人であることの情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、取扱うことができる。

(委任状の取扱い)

- 第38条 本人確認が必要な記名 I Cカード乗車券の取扱いを行う場合で申し出がやむを得ない事情により、本人以外の者から申し出があった場合は、当社あてに記名人本人からの委任状の提出ならびに委任者本人の公的証明書(写し)と受任者の公的証明書の呈示を受け取扱うことがある。
 - 2 委任状は委任者の自筆により提出するものとし、その記載内容は次のとおりとする。
 - (1) あて先(駅長あて)
 - (2)委任者(再発行又は払いもどし請求者本人)の住所、氏名、生年月日及び印鑑
 - (3) 受任者の住所、氏名、生年月日及び印鑑
 - (4)権限を委任する旨
 - (5)日付
 - 3 規則第22条第1項及び第2項<u>又は障がい者用IC特約第14条第1項、第2項</u>に定める使用停止措置を 行う際に、本人以外の者から申し出があった場合は、事情気の毒と認められるときに限り前各号の規定にか かわらず、当該記名人の情報がシステムに登録されていることを確認のうえ、委任状の提出ならびに当該I Cカード乗車券の記名本人の公的証明書(写し)の呈示を省略することがある。

(払いもどしにかかわる帳票類の様式)

第39条 規則第26条<u>又は障がい者用IC特約第18条</u>の規定によりPASMO<u>カード</u>の払いもどしを行う場合に提出する「PASMO・再発行・払いもどし・定期券消去申請書」の様式は、別表第2号のとおりとする。

第3編 個人情報の取扱い

(個人情報の記載された帳票類の取扱い)

- 第44条 旅客の個人情報が記載された帳票類は、鍵のかかる箇所で保管し厳重に管理しなければならない。
 - (注) 個人情報が記載された主な帳票類は次のとおり。
 - (1) 別表第1号1に定める「定期券購入申込書等」
 - (2) 別表第1号2に定める「障がい者用PASMO定期券購入申込書等」
 - (3) 別表第2号に定める再発行及び解約等申請書
 - (4) 別表第5号に定めるIC定期乗車券・企画乗車券代用乗車証兼PASMOお預かり書
 - (5) 別表第6号に定める一体型PASMO代用磁気定期乗車券発行申請書
 - (6) 別表第7号に定めるPASMOオートチャージサービス解約・カード分離申請書
 - (7) 機器から出力されるジャーナル類
 - (8) 第38条第2項に定める委任状

(個人情報の変更)

- 第45条 旅客から、氏名、生年月日、電話番号等の変更の申し出があった場合は、別表第1号1に定める「定期券購入申込書等」又は別表第1号2に定める「障がい者用PASMO定期券購入申込書等」の提出ならびに公的証明書等の呈示を受け、記載内容を確認し、個人情報の変更を行わなければならない。
 - **2** 前項の取扱いは、PASMOに登録された記名人を他人の名義に変更することはできない。

第4編 特殊取扱い

(改札機等への誤タッチの取扱い)

第48条 旅客が誤ってタッチした等の事由により改札機等で運賃が減額された場合は、その事実が確認でき、 事情気の毒と認められるときに限り、特例として減額した運賃を<u>払いもどし</u>、別途実際乗車区間の普通旅客 運賃<u>又はI C規則第16条に定める割引の運賃</u>を収受することがある。

(改札機等へのタッチ未了の取扱い)

(2) 規則第30条第1項第4号から第12号に定めるICカードについては第5条から第7条まで、第9条、第10条(ただし一部機器を除く)、第12条、第13条第1項(ただし一部機器を除く)第18条、第19条、第25条、第27条、第28条、第48条、第49条の規定を準用する。

(追記)

第49条 旅客が誤ってタッチ未了等の事由により改札機等で運賃の減額ができない場合は、その事実が確認でき、事情気の毒と認められるときに限り、規則第20条第2号
又は障がい者用IC特約第12条第2号
の規定にかかわらず、別途実際乗車区間の普通旅客運賃
又はIC規則第16条に定める割引の運賃
を収受することがある。

(使用方法に反する履歴発見時の取扱い)

第52条 有効期限の更新時等でSF残額履歴を確認する時、規則第5条および障がい者用IC特約第4条に定める使用方法に反する履歴を発見した場合は、旅客に使用状況を確認し、事情気の毒と認められる場合に限り、その利用区間に対する正当な普通旅客運賃又はIC規則第16条に定める割引の運賃を収受することができる。

第5編 ICカード乗車券の相互利用

(PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売した I Cカードによる乗車等の取扱いに関する準用規定)

- 第<u>53</u>条 PASMO取扱事業者以外の鉄道会社が発売したICカードで、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、「ICカード乗車券」<u>または「障がい者用ICカード乗車券」として</u>取扱うこととし、以下の規定に準じる。
 - (1) 規則第30条第1項第1号から第3号に定めるICカードについては第5条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条、第16条第3号(再発行整理票交付手続に限る)、第18条、第19条、第25条から第28条、第31条、第37条、第38条第3項、第43条、第44条、第47条から第49条の規定を準用する。
 - (2) 規則第30条第1項第4号から第12号に定めるICカードについては第5条から第7条まで、第9条、 第10条(ただし一部機器を除く)、第12条、第13条第1項(ただし一部機器を除く)第18条、第19 条、第25条、第27条、第28条、第48条、第49条の規定を準用する。
 - (3) 障がい者用I C特約第21条第1項第1号および第2号に定める障がい者用I Cカードについては第5条から第10条まで、第12条、第13条第1項、第14条、第16条の2第3号(再発行整理票交付手続に限る)、第18条、第19条、第25条から第28条、第31条、第37条、第38条第3項、第43条、第44条、第47条から第49条の規定を準用する。

別表第1号 PASMO・定期券購入申込書 (兼 個人情報変更申込書) の様式





9.1cm

備考 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

別表第1号1 PASMO・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申込書)の様式





9.1cm

備考:1 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

2 下記の内容を記載する。

<PASMO定期券・磁気定期券をご購入のお客さまの場合>

- 1. 定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
- 2. お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
- (1) 定期券の購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認
- (2) 当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- 3. 当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

4cm

<u>(追記)</u>

<u>別表第1号2</u> 障がい者用PASMO・定期券・企画券購入申込書(兼 障がい者用PASMO有効期限更新・ 個人情報変更申込書)の様式



21.0cm

備考: 1 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる。

2 下記の内容を記載する。

<障がい者用PASMOに定期券・企画券をご購入のお客さまの場合>

- 1. 定期券・企画券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
- 2. お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
- ①定期券・企画券の購入・変更・払いもどし等のお申込内容の確認
- ②当社からご連絡する必要がある場合の連絡先の確認
- 3. 当社は、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内でPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

(追記)

別表第8号 有効期限のご案内

有効期限のご案内

障がい者用PASMOは有効期限がございます。

引き続きご使用になる場合は、更新の手続きが 必要となります。

カード番号:

PB123-4567-8901-2345

有効期限:~2023.10.31

■有効期限は最終更新日から1年後の同月末 日までとなります。

(例) 4月1日更新→翌年4月30日まで有効

- ■有効期限更新は随時可能です。
- ■有効期限更新の際は以下3点を持参してく ださい。
- ①障がい者PASMO
- ②介護者PASMO
- ③障害者手帳等
- ■有効期限更新は、障がい者PASMOと介護 者PASMOを同時に行います。別々に更新す ることはできません。
- ■更新が可能な駅等は最寄のPASMO取扱 鉄道事業者にお問合せください。

発行日: 2022. 10. 10

〇〇〇〇駅-窓処

01コーナー02号機

NO. 1234 000000株式会社

<u>注:1</u> 用紙については、ジャーナルを使用するので、縦については、その都度の長さとなる。 <u>2</u> 必要に応じ些少の変更又は必要事項を加えることができる

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」(抜粋)

(モバイルPASMOの発行替え)

- 第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する 特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則 に関する特約の定めによる。
 - 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
 - (1)無記名PASMO
 - (2) I Cバス事業者の持参人 I C定期乗車券が付加された無記名 P A S M O
 - (3) 定期乗車券の機能を、別に定める I C事業者以外で付加した I C定期乗車券
 - (4) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
 - (5) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
 - (6) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
 - (7) その他、当社が特に認めたもの
 - 3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券 相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple Payの PASMO の発行替え)

- **第11条の2** PASMOカードから Apple Payの PASMO への発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。
 - 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
 - (1) I Cバス事業者の持参人 I C定期乗車券が付加された無記名 P A S M O
 - (2) 定期乗車券の機能を、別に定める I C事業者以外で付加した I C定期乗車券
 - (3) 18歳となる年度の3月31日以前を有効開始とする通学定期乗車券機能または東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券
 - (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
 - (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
 - (6) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO
 - (7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO
 - (8) その他、当社が特に認めたもの
 - 3 Apple Payの PASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(免責事項)

- **第18条** 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた 損害については、当社はその責めを負わない。
 - 2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払い もどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
 - 3 モバイルPASMO又は Apple Pay の PASMO を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの 更新等により、モバイル I C乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる 不利益についても当社はその責めを負わない。
 - 4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」(抜粋)

(モバイルPASMOの発行替え)

- 第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する 特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則 に関する特約の定めによる。
 - 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
 - (1)無記名PASMO
 - (2) I Cバス事業者の持参人 I C定期乗車券が付加された無記名 P A S M O
 - (3) 定期乗車券の機能を、別に定める I C事業者以外で付加した I C定期乗車券
 - (4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
 - (5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
 - (6) その他、当社が特に認めたもの
 - 3 モバイルPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(Apple Payの PASMO の発行替え)

- **第11条の2** PASMOカードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。
 - 2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。
 - (1) I Cバス事業者の持参人 I C定期乗車券が付加された無記名 P A S M O
 - (2) 定期乗車券の機能を、別に定める I C事業者以外で付加した I C定期乗車券
 - (3) 小児用PASMOおよび一体型PASMO
 - (4)企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO
 - (5) 有効なバス I C 一日乗車券の機能が付加されている P A S M O
 - (6) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO
 - (7) その他、当社が特に認めたもの
 - 3 Apple Payの PASMO から PASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル I C乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(免責事項)

- **第18条** 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた 損害については、当社はその責めを負わない。
 - 2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
 - 3 モバイルPASMOまたは Apple Pay の PASMO を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーション の更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。
 - 4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

現行

「旅客営業規則」(抜粋)

(定期乗車券の再発行)

- 第 107 条 定期乗車券を所持する旅客は、汚損その他の事由により、その券面表示事項が不明となったとき、または裏面の磁気情報にき損を生じたときは、当該定期乗車券の再発行を請求することができる。この場合、旅客は、定期乗車券再発行申請書を提出しなければならない。
 - 2 定期乗車券再発行申請書の様式は、次のとおりとする。

	式会計パスモ		O」で囲んでください。		申請年	,, -	年	月 E
	ーサイドライン	※「定期券信報	(のみ) の払いもどし・定期券消去は鉄) 再 発 行	進定期券債報のみ行い	ます。 I Cカード	はお客さまに返却い 払いもどし	たします。	_
以下の内容はよびP A SMの回路規則。当社の旅客国業規則に同意し、中間します。 PA AMの「最高支援を展する自然機能のという。 1. 本の制能に記載された他、機能は、私いもどいの発行の手続きた過去な事態所を発音するためた地側いたします。 2. 激化力には、アンスでは、私として化いた場と機能と、特別、上部所用部の機能がで認知されませたが適温している業者からの認念になじ、その利	①再発行の ②ICカー #(#8カート): 第8年5.カー(#		(粉末)(な(したとき) (1	華書)(こわれたとき) iica	(n−r)	定期券情報のみ	製弁PASMO デポジット:	返却) お立ち信息
○総子系称に当すた近草等 ・ 総子系称ので考りの。 使用は計算化すべての I Cカードが定義はに認される子での別に使用された。 P A SMOに記録されている一切の金銭的価格 ・ 年間しては、(物) / スキ。 出社さればP A SMO の記事業者に結婚を必めないこと。 と発えたからな必免表現所の行為性が実現し、技術であると、 免責がの手間が出るが決さいこと。 ぐな、 クピッナカード等のその他の機能 一社との 2 FM A SMO (以下「不包む」という。 「世界」、 美型 L P A SMO (日間 以下 ・ デポジ・ 比較高します。 ・ 第1864年、 製剤・区間をよれて A SMO の記録を集まるのだけによった。 「アポジ・ P A SMO (を受ける) ・ 第1864年、 製剤・区間をよれて A SMO の記録を集まるのだけによった。 アポンタの表所で解れるデオンディがファナを送り、 発育された P A SMO を受け続く	④クレジット になったカ	有無 バ カードまたは身分目 ード (一体型) です		れ (なし) いえ) ネーム・左詰めてご祀入		払いもどし 文字とし、姓と名の間に		TOEBU.
こ。 なお、一体型にJUVILは、例的17m/MMやで作がし、アボンフドは大型がないこと。 4. 再発行され、PSMOの受取りの際、本人雑節のための監明書を展示し整理素を提出すること。なお、一体型については、再発行媒体にかかわる通知も8 示すること。	オナマ	Ι		設登時年長 テエック機	4. 医椎剂	全額・月割・特例・	句割・日割	・誤購入・誤発行
の関系条件に対する近距等 1 無付けたから、別の他を対するなすの間に支援者以北企業界以投資素を設する場合は、算者となったPASMOと整理業を任義に呈示して業ますること。 大胆は長行された場合は、代間社を最大して選ますること。 ・登日は風・整理状態を対しては固ます。 と登日は、整理状態を対してはなったPSSO(以下 「一般力」という。「このいては、現実行されたPSSMOを受け取ること。なお、クレジットカード等のその他の難と と一体となったPSSO(以下 「一般力」という。「このいては、現実行動なお生物等すること。なお、オールラードを入れた場合には、あかけ ・ 一般子が大いたりないので数日の後、歴史なったPSSO(「中午を別女」とを開発を対すること。文書を持ちまれた場合には、あかけ	※3Cカードに登	録した電話番号をご記	-平成 年 月	日 総合物体員 サエック機 にデエックしてください。 総合物体員 サエック機		則 男·女 ⁸	登時落員	
提出すること。なお、一体型については、障害となった媒体と再発行媒体にかかわる通知を呈示する。		発行事業者	区間		経由		有効期間	計量時保責 テエック模
◇払いもどしに関する注意事項 1. PASMのを払いもどす場合は、当社で払いもどしできる業業券類のみ取り扱い、当社で取扱いできない検査上定規券・企画券・パス定規券・パス日業業券 乗の要素を関こっいては、その金銭が価値等を放置すること。ただし、検査定規券・企画券の取り扱えない機関においては、検査定規券・企画券をおさ払		7	~					
もどしは行わない。また、披裳した乗車等所の払いもどしき(換)パスモ、当社またはPASMの歌楽事業者に関求しないこと。払いもどしをした場合、 PASMの効果たおば払いもどしの声はした一切できないこと。 2. クレジットカード等のその他の機能と一体となったPASMOを払いもどす場合、その機能の利用的影響に基づき、その機能もあわせて解的される場合がよること。	取扱事業者	業者 #	末式会社横浜シーサイドライン	取扱箇所				(取扱者)
◇日本工程等の出去に関する注意事業 1. 施工工程等が表する場合。一世の共和した工程等機能の表式はできないこと。 2. 他工工程等機能を対象する場合。一世の共和した工程等機能の表式はできないこと。 2. のよいましては一般では、一般・バスを示点すとABMの影響事業者に指定しないこと。	本人研 使用し	認に 口族券 口在留 口健康			写真付)		<u>No</u>	
◇Suicalに対する映成的、 Suicalについばに PASMOはSuica、(様が久そはSuica発行事業者と誘う替えます。なお、一部再発行の手続きができないSuicaがあります。	124		M (780)	□左和往至至97	-		全部	ž.

(定期乗車券使用後の旅客運賃の払戻し)

- 第116条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、定期乗車券払いもどし申請書とともに指定駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。
 - 2 定期乗車券払いもどし申請書の様式は、次のとおりとする。

情報のようの私いをピー支援等無は被盗業務等機のからいます。ICの一字おお客を正面部いたます。
(日本年) (日本) (日本年) (日本年) (日本年) (日本) (日本年) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本
(中央
PASMO Suica 1
数速支援等 あり 有効関係が入 なし 28等・28等共居 福泉支援等 パス支援等 あり 有効関係が入 なし 28等・28等共居 福泉支援等 マスタスタ 有効関係が入 なし 28等・28等 (報の記) 私にもむし 胃 免 行 したおいのたりのカファック・ラファー・全部のマエストの大・原発は大学化、配合の際エペールを入れてのたい。 18年12年 日 18年12年
7人文産報
対象とは第
9日後と18 は3 (以)支 (現の身上 (船がたじ) 月 光 11 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)
L上と記りは長に向かナテルファット等をフルナームを設めて記んだ扱い。 最終単江 京学に、政を必定にエールを入れてびたい。 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
曹明之 年 月 日 manna 中 本 田 で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
B 明治 年 月 日 日 和2mmA 事 由 用
昭和-平成 年 月 日 9179頃 日
登録なし 1年別 男・女 テェック編 1
別れを含む)、以下にご記入(ださい。 東春 区間 経由 有効期間 おきから
RT
_ ~
株式会社横浜シーサイドライン 取扱箇所 取扱者
運転免許証 □身体障害者手帳·知的障害者療育手帳
旅券 □精神障害者保健福祉手帳 (写真付)
旅券 □精神障害者保健福祉手帳(写真付) 在留カードまたは特別永住者証明書 □個人番号カード

- 3 第1項の計算については、払戻請求の当日は経過日数に算入し、また1か月末満の経過日数は、1か月として計算する。
- 4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
- (1) 使用経過月数が1か月または3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

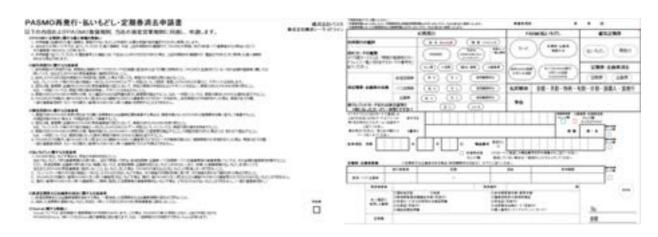
「旅客営業規則」 (抜粋)

(定期乗車券の再発行)

第 107 条 定期乗車券を所持する旅客は、汚損その他の事由により、その券面表示事項が不明となったとき、または裏面の磁気情報にき損を生じたときは、当該定期乗車券の再発行を請求することができる。この場合、旅客は、定期乗車券再発行申請書を提出しなければならない。

改定

2 定期乗車券再発行申請書の様式は、次のとおりとする。



(定期乗車券使用後の旅客運賃の払戻し)

- 第116条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、定期乗車券払いもどし申請書とともに指定駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。
 - 2 定期乗車券払いもどし申請書の様式は、次のとおりとする。

ASMO再発行・払いもどし・定期券消去申請書	#455 TATE						*****			
下の内容のよりYAOAに春発用的、5点の密室営業用的に対象し、水源します。					CREIL		PAI	MRIAN.	63339	
The state of the s		MARTINE MARTINE		2000		1 Page	(100	("111")	(m4n) (4	101
Account of the contract of the		2000 2010 2010 2010	-019-11	-	(a) (a)		-	(100	139 165	
A STATE OF THE PARTY OF THE PAR			**************************************		(1) (1)	Common Co	2,5160	88-18-96-6	B-110-38A	-
A SECURITY OF THE PROPERTY OF					(II) (II)	(E) (H)				
Committee of the Commit		******	100-119	***	1			0.0	and the same	
Control of the contro	er.		-	111-				CONTRACTOR	1	
Experience different facts of the first of the control of the cont	100	**	***		- 10		50.	****	0.	
An exercise processing of the Charles Manney of the Contract of Cappaign		•				2000			_	
AND DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PARTY	***					1940				
Trace BY May.				- document			Marin Co.		N	
AND THE RESIDENCE OF THE PARTY									48	

- 3 第1項の計算については、払戻請求の当日は経過日数に算入し、また1か月末満の経過日数は、1か月として計算する。
- 4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
- (1) 使用経過月数が1か月または3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
- (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
- (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

現行

「連絡運輸規程」(抜粋)

(連絡運輸の範囲)

第2条 当社と連絡運輸を行う運輸機関は、次のとおりとする。

- (1)「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社をいう。
- (2)「京急」とは、京浜急行電鉄株式会社をいう。
- (3)「東急」とは、東京急行電鉄株式会社をいう。
- (4)「相鉄」とは、相模鉄道株式会社をいう。
- (5)「横浜市営地下鉄」とは、横浜市交通局をいう。
- 2 連絡運輸の区域および取扱連絡乗車券の種別は、次のとおりとする。

(3) 東急線

種別				社	線	連絡会社		東急線			
	線	名	発	駅	接続 駅	線名	接続駅	線名	着駅		
								東横線	各駅		
								田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅		
	全	線	各	駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	大井町線			
	_	AVI.		my) \	並八八泉剛、	不 心 柳		目黒線	 各 駅		
								多摩川線			
								池上線			
	全							東横線	各 駅		
						根岸線	横浜駅	田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅		
		線	各	駅	新杉田駅			大井町線			
		ησK		向八	利が山利			目黒線	 		
通勤								多摩川線			
· 通								池上線			
学	全	線	各	駅	 新杉田駅	根岸線	 蒲田駅	多摩川線	 		
'	土	ήΣK	Ъ	河八	利が山利	似于柳	用山利	池上線			
	全	線	各	駅	新杉田駅	根岸線	大井町駅	大井町線	 下神明駅・大岡山駅間の各駅 		

※世田谷線(各駅)・こどもの国線(各駅)を除く

(4) 相鉄線

種別	当 社		線	連絡会社	相鉄線				
	線	名	発	駅	接 続 駅	線名	接続駅	線名	着 駅
通勤					金沢八景駅	京急線			
• 通 学	全	線	各	駅	新杉田駅	根岸線	横浜駅	全線	各駅

改定

「連絡運輸規程」 (抜粋)

(連絡運輸の範囲)

- 第2条 当社と連絡運輸を行う運輸機関は、次のとおりとする。
 - (1)「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社をいう。
 - (2)「京急」とは、京浜急行電鉄株式会社をいう。
 - (3)「東急」とは、東京急行電鉄株式会社をいう。
 - (4)「相鉄」とは、相模鉄道株式会社をいう。
 - (5)「横浜市営地下鉄」とは、横浜市交通局をいう。
- 2 連絡運輸の区域および取扱連絡乗車券の種別は、次のとおりとする。

(3) 東急線

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\								
種別		}	当	社	線	連絡会社			
	線	名	発	駅	接 続 駅	線名	接続駅	線名	着駅
								東横線	各駅
								田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅
	全	線	各	駅	金沢八景駅	京急線	横浜駅	大井町線	
	-	ηук		19/C	並ババ泉劇	7] \ \(\text{LEX \(\text{IV}\)\(\text{K}\)		目黒線	各駅
								多摩川線	
								池上線	
	全						横浜駅	東横線	各駅
								田園都市線	用賀駅・池尻大橋駅間の各駅
		線	各	駅	 新杉田駅	根岸線		大井町線	
		ИЗК			わけと四部へ			目黒線	各駅
通勤								多摩川線	□ #J/\
· 通								池上線	
学	全	線	各	駅	 新杉田駅	根岸線	蒲田駅	多摩川線	各駅
'	上	ηλγ		19/1\	わけノ山南へ	以开帆	用山州八	池上線	□ #J/\
	全	線	各	駅	新杉田駅	根岸線	大井町駅	大井町線	下神明駅・大岡山駅間の各駅

※世田谷線(各駅)・こどもの国線(各駅)・新横浜線(各駅)を除く

(4)相鉄線

種別		1	当	社	線	連絡会社		相 鉄 線	
	線	名	発	駅	接 続 駅	線名	接続駅	線名	着駅
通勤					金沢八景駅	京急線			
• 通 学	全	線	各	駅	新杉田駅	根岸線	横浜駅	全線	各駅

※新横浜駅を除く